

第二級アマチュア無線技士「法規」試験問題

25問 2時間

A - 1 次の記述のうち、電波法の目的及び用語の定義として正しいものを、同法の規定に照らし下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 この法律は、電波の有効かつ適正な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。
- 2 「無線電信」とは、電波を利用して、符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- 3 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- 4 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作の監督を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 5 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその管理を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

A - 2 次に掲げるもののうち、無線局の免許状に記載される事項でないものを、電波法の規定に照らし下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備の工事設計 2 免許人の住所 3 無線局の目的 4 無線局の種別 5 通信事項

A - 3 次の記述は、申請による周波数等の変更に関する電波法の規定について述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人又は第8条の予備免許を受けた者が識別信号、□A□、周波数、□B□又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。

- | A | B |
|---------|---------|
| 1 変調の方式 | 占有周波数帯幅 |
| 2 変調の方式 | 空中線電力 |
| 3 電波の型式 | 通信方式 |
| 4 電波の型式 | 無線局の種別 |
| 5 電波の型式 | 空中線電力 |

A - 4 次の記述は、無線局（包括免許に係る特定無線局を除く。）の廃止等に関する電波法の規定について述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

免許人は、その無線局を□A□ときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
 免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、□B□以内にその免許状を返納しなければならない。
 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく□C□を撤去しなければならない。

- | A | B | C |
|--------|-----|------|
| 1 廃止した | 1箇月 | 送信装置 |
| 2 廃止した | 10日 | 空中線 |
| 3 廃止する | 1箇月 | 空中線 |
| 4 廃止する | 10日 | 送信装置 |

A - 5 次の記述は、電波の質に関する電波法の規定について述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から5までのうちから一つ選べ。

送信設備に使用する電波の□□等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

- 1 周波数の偏差、高調波の強度
- 2 周波数の幅、空中線電力の偏差
- 3 周波数の偏差及び幅、高調波の強度
- 4 周波数の偏差及び幅、空中線電力の偏差
- 5 高調波の強度、空中線電力の偏差

A - 6 次の記述は、「スプリアス発射」の定義に関する電波法施行規則の規定について述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

「スプリアス発射」とは、□A外における一又は二以上の周波数の電波の発射であって、そのレベルを情報の伝送に影響を与えないで低減することができるものをいし、高調波発射、□B及び相互変調積を含み、□Aに近接する周波数の電波の発射で情報の伝送のための変調の過程において生ずるものを含まないものとする。

A	B
1 送信周波数帯	低調波発射、寄生発射
2 送信周波数帯	寄生発射
3 必要周波数帯	低調波発射、寄生発射
4 必要周波数帯	低調波

A - 7 次に掲げる記号をもって表示する電波の型式のうち、電波法施行規則の規定に照らし、その内容が誤っているものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 「F1B」は、電波の主搬送波の変調の型式が角度変調であって周波数変調のもの、主搬送波を変調する信号の性質がデジタル信号である単一チャンネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないもの及び伝送情報の型式が電信であって自動受信を目的とするものを表示する。
- 「A3E」は、電波の主搬送波の変調の型式が振幅変調であって両側波帯のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャンネルのもの及び伝送情報の型式が電話（音響の放送を含む。）のものを表示する。
- 「F3F」は、電波の主搬送波の変調の型式が角度変調であって周波数変調のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャンネルのもの及び伝送情報の型式がテレビジョン（映像に限る。）のものを表示する。
- 「H3E」は、電波の主搬送波の変調の型式が振幅変調であって低減搬送波による単側波帯のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャンネルのもの及び伝送情報の型式がファクシミリのを表示する。

A - 8 次の記述は、高圧電気に対する安全施設について電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

送信設備の空中線、給電線若しくはカウンターポイズであって高圧電気（高周波若しくは交流の電圧300ボルト又は直流の電圧□Aを超える電気をいう。）を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から□B以上のものでなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- Bに満たない高さの部分が、人体に容易に触れない構造である場合又は人体が容易に触れない位置にある場合
- 移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、□C以外の者が出入りしない場所にある場合

A	B	C
1 750 ボルト	2.5 メートル	無線従事者
2 750 ボルト	3 メートル	取扱者
3 900 ボルト	2.5 メートル	取扱者
4 900 ボルト	3 メートル	無線従事者

A - 9 次の記述は、混信等の防止について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、□A又は電波天文業務（宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものに□Bを与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。

A	B
1 他の無線局	その運用を阻害するような混信その他の妨害
2 他の無線局	いかなる微弱なレベルにおいても混信
3 放送の受信を目的とする受信設備	その運用を阻害するような混信その他の妨害
4 放送の受信を目的とする受信設備	いかなる微弱なレベルにおいても混信

A - 10 次の記述は、無線局の目的外使用の禁止等について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。

- (1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) □ A (5) 放送の受信
(6) その他総務省令で定める通信

無線局を運用する場合には、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

無線局を運用する場合には、空中線電力は、次に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

- (1) 免許状に □ B であること。
(2) 通信を行うため必要最小のものであること。

無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、□ C を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

A	B	C
1 非常の場合の無線通信	記載されたものの範囲内	の(1)から(4)までに掲げる通信
2 非常の場合の無線通信	記載されたもの	の(1)から(6)までに掲げる通信
3 非常通信	記載されたものの範囲内	の(1)から(6)までに掲げる通信
4 非常通信	記載されたもの	の(1)から(4)までに掲げる通信

A - 11 自局の通信が他の無線局の呼出しにより混信を受けた場合、無線局運用規則の規定により、妨害しないよう通知するために使用する略符号を下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 QSV 2 QSK 3 QSD 4 QRM 5 QRL

A - 12 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、無線局運用規則の規定によりどうしなければならないか、正しいものを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 他の無線局が応答しない場合は、直ちに応答しなければならない。
- 2 応答事項のうち「DE」及び自局の呼出符号を送信して、次の呼出しのために待機していなければならない。
- 3 試験電波を発射して相手局に再度の呼出しを喚起しなければならない。
- 4 応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「QRA?」を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 5 その呼出しが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。

A - 13 次の記述は、総務大臣がその職員を無線局に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類を検査させることができる場合について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

無線局の発射する □ A が総務省令で定めるものに適合していないと認め、当該無線局に対して □ B 電波の発射の停止を命じたとき。

の命令を受けた無線局からその発射する □ A が総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたとき。

無線局のある船舶又は航空機が外国へ出港しようとするとき。

その他 □ C の施行を確保するため特に必要があるとき。

A	B	C
1 電波の強度	臨時に	電波法又は放送法
2 電波の強度	3箇月以内の期間を定めて	電波法
3 電波の質	臨時に	電波法
4 電波の質	3箇月以内の期間を定めて	電波法又は放送法

A - 14 次の記述は、無線局の免許の取消しについて電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き □ A □ 以上休止したとき。
- (2) 不正な手段により無線局の免許を受けたとき。
- (3) 不正な手段により通信の相手方、通信事項等の変更若しくは無線設備の変更の工事の許可を受け、又は識別信号、周波数等の指定の変更を行わせたとき。
- (4) □ B □ の停止の命令又は運用許容時間、周波数若しくは空中線電力の制限に従わないとき。
- (5) 免許人が電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から □ C □ を経過しない者に該当するに至ったとき。

	A	B	C
1	6箇月	無線局の運用	2年
2	6箇月	電波の発射	3年
3	3箇月	電波の発射	2年
4	3箇月	無線局の運用	3年

A - 15 次に掲げるもののうち、無線従事者がその免許を取り消されることがある場合に該当するものを、電波法の規定に照らし下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 5年以上無線設備の操作を行わなかったとき。
- 2 刑法に規定する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられたとき。
- 3 日本の国籍を失ったとき。
- 4 不正な手段によりその免許を受けたとき。

A - 16 第二級アマチュア無線技士の資格を有する者が氏名に変更を生じたときは、無線従事者規則の規定により免許証の訂正を受けなければならないが、このために必要な提出書類を下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 所定の様式の申請書及び免許証
- 2 所定の様式の申請書、免許証、写真1枚及び氏名の変更の事実を証する書類
- 3 適宜の様式の申請書、免許証及び戸籍謄本
- 4 適宜の様式の申請書、免許証及び氏名の変更の事実を証する書類

A - 17 国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の周波数分配表においてアマチュア業務に分配されている周波数帯を下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 2,000kHz ~ 2,065kHz
- 2 2,065kHz ~ 2,107kHz
- 3 10,005kHz ~ 10,100kHz
- 4 10,100kHz ~ 10,150kHz
- 5 17,970kHz ~ 18,068kHz

A - 18 次の記述は、「標準周波数報時業務」の定義に関する国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定について述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

「標準周波数報時業務」とは、□ A □ のため、公表された高い精度の □ B □ 周波数、報時信号又はこれらの双方の発射を行う科学、□ C □ その他の目的のための無線通信業務をいう。

	A	B	C
1	周波数の較正	特性	技術
2	周波数の較正	特定	産業
3	時刻の照合	基準	学術
4	一般的受信	特性	産業
5	一般的受信	特定	技術

A - 19 次に掲げるもののうち、すべての無線局に禁止されている伝送に該当しないものを、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に照らし下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 不要な伝送
- 2 虚偽の信号の伝送
- 3 紛らわしい信号の伝送
- 4 暗語又は略語による伝送
- 5 識別表示のない信号の伝送

A - 20 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の違反を認めた局は、同規則の規定によりどう措置しなければならないか、正しいものを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 違反した局に連絡しなければならない。
- 2 違反を認めた局の属する国の主管庁に報告しなければならない。
- 3 違反した局の属する主管庁に連絡しなければならない。
- 4 国際電気通信連合に報告しなければならない。
- 5 違反した局の属する国の主管庁及び国際電気通信連合に報告しなければならない。

B - 1 免許状の訂正に関する次の記述のうち、無線局免許手続規則の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 免許人は、免許状の訂正を受けようとするときは、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に対し、事由及び訂正すべき箇所を付して、その旨を申請するものとする。
- イ 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）は、免許人からの訂正の申請による場合のほか、職権により免許状の訂正を行うことがある。
- ウ 免許人からの免許状の訂正の申請があった場合において、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）は、新たな免許状の交付による訂正を行うことがある。
- エ 免許人は、新たな免許状の交付による訂正を受けたときは、遅滞なく旧免許状を廃棄しなければならない。
- オ 免許人は、氏名又は名称を変更したときは、適宜免許状の氏名又は名称欄を訂正し、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告しなければならない。

B - 2 次の記述は、送信装置の周波数の安定のための条件に関する無線設備規則の規定について述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

周波数をその□ア内に維持するため、送信装置は、できる限り□イによって□ウに影響を与えないものでなければならない。

周波数をその□ア内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り□エによって影響を受けないものでなければならない。移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、實際上起こり得る□オによっても周波数をその□ア内に維持するものでなければならない。

- | | | | |
|---------------|-------------------|--------------|---------------|
| 1 許容偏差 | 2 動作の変化 | 3 気象の変化 | 4 変調周波数 |
| 5 発振周波数 | 6 振動又は衝撃 | 7 商用電源の電圧の変動 | 8 電源電圧又は負荷の変化 |
| 9 占有周波数帯幅の許容値 | 10 外圍の温度若しくは湿度の変化 | | |

B - 3 次の記述は、罰則について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

遭難通信の取扱いを□ア者は、1年以上の有期懲役に処する。

の□イは、罰する。

船舶遭難又は航空機遭難の事実がないのに、無線設備によって遭難通信を発した者は、□ウに処する。

自己若しくは他人に利益を与え、又は他人に□エを加える目的で、無線設備によって□オを発した者は、3年以下の懲役又は150万円以下の罰金に処する。

- | | | | | |
|----------------|-------|--------|---------|----------|
| 1 3月以上10年以下の懲役 | 2 未遂罪 | 3 妨害した | 4 違法な通信 | 5 損害 |
| 6 100万円以下の罰金 | 7 教唆犯 | 8 拒否した | 9 障害 | 10 虚偽の通信 |

B - 4 次の記述は、受信設備に対する監督について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

総務大臣は、受信設備が副次的に発する□アが□イに□ウ障害を与えるときは、その設備の□エ又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを□オことができる。

- | | | | | |
|---------------|-------------|------------|-------|------------|
| 1 電波若しくは高周波電流 | 2 他の無線設備の機能 | 3 継続的かつ重大な | 4 命ずる | 5 他の無線局の運用 |
| 6 著しい | 7 所有者 | 8 勧告する | 9 利用者 | 10 電波 |

B - 5 次に掲げる記述のうち、局の技術特性として国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定されているものを1、規定されていないものを2として解答せよ。

- ア すべての無線局についてスペクトルの効率的な使用に適する周波数帯幅拡散技術が使用されなければならない。
- イ 周波数許容偏差及び不要発射レベルを技術の現状及び業務の性質によって可能な最小の値に維持するよう努力するものとする。
- ウ 受信局は、関係の発射の種別に適した技術特性を有する装置を使用するものとする。
- エ 発射の周波数帯幅は、スペクトルを最も効率的に使用し得るようなものでなければならない。
- オ 局において使用する装置は、無線通信規則で定める型式及び名称のものを使用しなければならない。